TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書

(発議第1号・原案否決)

TPP協定(環太平洋パートナーシップ協定)は、重要5品目の3割の関税を 撤廃するほか、米の輸入枠の拡大、牛・豚肉の関税引き下げなどの大幅な譲歩を 行うとしています。加えて、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しており、 本県の農業生産にとって重大な影響が懸念されます。

大詰めを迎えたアメリカ大統領選で、民主、共和両党の大統領候補が、いずれもTPPに反対や慎重を表明せざるを得なくなっています。一部の大国や大企業、富裕層だけを利し、深刻な貧困と格差を拡大していることへの批判の高まりが背景にあるといえます。

安倍政権が前国会にTPPの承認案を提出したものの、交渉経過について黒塗り資料しか出せなかったのは異常といえます。また、安倍政権はTPPの影響についても、すべてが日本に都合よく作用するという前提で国内総生産(GDP)が大きく伸びるとする一方で、大幅に関税を撤廃・削減する農産物への影響は極めて軽微とするごまかしの試算を発表してきました。しかし、それが偽りであることは、国内外の運動団体などの調査によって鮮明になっています。

TPPは、農林漁業や地方経済への深刻な影響、遺伝子組み換え食品などの拡大、医薬品価格の高騰、労働条件の悪化をはじめ、国民生活のあらゆる分野に多国籍企業に有利なルールを押し付けます。国の主権を侵害するISDS(資本家対国家の紛争解決)条項の弊害も明らかです。文字通り生活を破壊し、貧困と格差を拡大します。

以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

記

1. 貧困と格差を拡大し、農林漁業や地方経済へ深刻な影響を及ぼすTPP協 定承認案を撤回し、関連法案を廃案にすること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月5日

給付奨学金の創設を求める意見書

(発議第2号・原案否決)

現在、学生の2人に1人が奨学金を借り、貸与人員は1998年から2015年までの間に、3.5倍になっています。今や奨学金なしでは、日本の大学教育(高等教育)は成り立たなくなっています。

ところが、日本の奨学金制度は、名前は「奨学金」ですが、実態は、学生に借金をさせる「学生ローン」となっています。

そのために、学生が奨学金という名の借金を負わされ、卒業時に平均でも300万円にもなり、大学院に進学すれば1,000万円もの借金を背負ってしまうというケースもあります。

そこで、「学生ローン」から、本当の意味での奨学金制度へと根本からの転換が必要です。

文部科学省も返済不要の給付型奨学金について具体的な検討に入っています。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

記

1. 国の責任で給付奨学金の創設を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月5日

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の 廃止を求める意見書

(発議第3号・原案否決)

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に、青森県は就学前までの医療費助成を、県内37市町村は入院で、33市町村は通院で独自に助成の拡充を図ってきました。

中でも西目屋村、横浜町、東北町では通院、入院とも高校生までの助成を行うなどの取組が生まれています。全国でも全ての都道府県が地方単独の医療費助成を実施するまでになっています。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じています。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。しかし、 こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行する ものです。

青森県における少子高齢化は全国の中でも高い状況にあり、重大な岐路に立たされています。こうした危機的な状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てにかかる負担を軽減するなど少子化対策を抜本的に強化する必要があります。

国においては、全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月5日

核兵器廃絶に向けた取組の一層の強化を求める意見書

(発議第4号・原案否決)

本年5月にオバマ米大統領が、現職米大統領として初めて被爆地・広島を訪問し、米国など核保有国は「核兵器のない世界を追求する勇気をもつべきだ」と演説しました。

一方、北朝鮮は、同国の建国記念日の9月9日に5回目となる核実験を強行しました。

核兵器禁止条約の交渉を来年中に開始するよう勧告した国連特別作業部会の報告など核兵器廃絶に向けた国際社会の新たな前進に対し、真っ向から挑戦するような暴挙に、断固抗議します。

1945年8月6日と9日に世界で唯一原子爆弾が投下され、21万人余りの尊い命が奪われた被爆国民として、ノーモア・ヒロシマ・ナガサキの願いはゆるぎないものであります。

よって、政府においては、核兵器の廃絶のために、核兵器禁止条約の交渉が着 実に進むよう取り組まれることを要請します。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月5日

北朝鮮の核実験に抗議する意見書

(発議第5号・原案可決)

9月9日、北朝鮮は国連安保理決議や日朝平壌宣言に明確に違反し、五回目となる核実験を実施した。

北朝鮮がこれまでになく短期間のうちに立て続けに核実験を強行したことや、 今年に入って大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルを21発発射し、 その能力を増強していることは、北朝鮮に核放棄を求める国際社会への露骨な 挑戦であり、断じて容認することはできない。

また、拉致問題に関し、北朝鮮が、平成26年5月の日朝合意を履行しないばかりか、本年に入って特別調査委員会の解体を一方的に宣言するなど、不誠実な対応を続けていることは極めて遺憾である。

政府は、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析に努め、国民に対して的確な情報 提供を行うとともに、関係国と緊密に連携し、核実験に対して強い抗議をすると 共に、拉致問題の完全解決並びにわが国の平和と安全の確保、国民の安全・安心 の確保に万全を期すよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月11日

民泊に対する地域の状況に応じて運用できる法制化を求める意見書

(発議第6号・原案可決)

昨今の国内外からの観光客増に伴い、いわゆる民泊についての課題が取り沙汰されている。

青森県においても、年々訪日外国人客が増加している。それに伴い、多様な宿泊 ニーズに対応するため、民泊が増加し、旅館業法の許可を得て地域と良好な関係で 営業するものがある一方、無許可あるいは地域とトラブルを起こす業者(又は個人) が後を絶たず、地域住民から騒音やゴミの苦情、火災の不安等が少なからず寄せら れるようになった。

民泊については、これまでに、政府の規制改革会議で、規制の見直しや緩和策が 検討されてきた。この中で、6月2日の閣議決定では、現行法では営業が認められ ていない住居専用地域でも営業が可能となり、条例で規制するという一文が入って いる。

また、この新たな枠組みで提供されるものは、住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度にするとされている。よって、国におかれては、法制化に当たり、下記のとおり取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1. 民泊について、ホテル・旅館に準じたルールを設け、例えば、所在地の経営者が特定できる状況としたうえで、公衆衛生、防火・防災や防犯など管理責任の点で明確なルールを設けるとともに、その遵守を徹底させる策を盛り込むこと。
- 2. 地域住民の安心・安全な生活環境を守り、社会不安が生じないよう、地域の状況に応じて運用できる法制化を進めること。
- 3. 地域の実情に応じた「民泊」の年間営業日数の設定と施設への調査、指導、改善の会、業務停止、不正行為への罰則等について、条例等で規定の整備ができるよう、地方自治体の関与について、明確に規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月11日